

## 乙部町地域雇用創造実現事業再委託業務プロポーザル募集要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

地域雇用創造実現事業再委託業務

テーマ名 「ネットショップを活用した販路開拓・拡大事業」

#### (2) 目的

国が、地域雇用創造実現事業に基づき乙部町地域雇用創造協議会に委託した事業の内、ネットショップを活用した販路開拓・拡大事業について、ネットショップシステムの企画から円滑な運営及び実績に基づくその後の運営方法等についての提案について公募によるプロポーザル方式により業務を発注する。

#### (3) 委託期間

平成22年11月1日から平成24年3月31日までとする。

### 2 事業実施内容

本業務の仕様については、本募集要領に定めるもののほか「乙部町地域雇用創造実現事業委託業務説明書」のとおりとする。

### 3 プロポーザル参加者の要件及びプロポーザル提案書の選定基準

#### (1) プロポーザルの参加要件

- ① 乙部町内に事業所等を有し、地域内で委託業務を実施することが可能なこと。
- ② 委託業務の実施に当たり、3名が従事し、うちスタッフ2名については地域求職者を雇用すること。
- ③ 原則として、過去3年間において本業務と同様の事業を実施した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも業務を実施する実力があり、かつ、確実に履行する見込みのあるものを含む。
- ④ 当該事業を、誠意を持って推進し、かつ予算計画書に沿って効率的運用を行うこと。
- ⑤ 委託期間満了後、当該事業を事業受託者の収益事業として継続したい考えのあること。
- ⑥ 委託期間満了後、当該事業に係るスタッフを事業受託者で継続雇用したい考えのあること。

### 4 手続き等

#### (1) 担当窓口

〒043-0103 乙部町字緑町 乙部町役場内

乙部町地域雇用創造協議会事務局 小石裕之

電話 0139-62-2311（代表） FAX 0139-62-2939

電子メールアドレス h-koishi@town.otobe.lg.jp

#### (2) プロポーザルによる提出書類等は次のとおりとする。

ア 提出意思表明書

イ 提案書及び説明資料等

ウ 自社の主要業務を説明できる書類

(3) 募集要領等の交付月日及び交付方法

ア 交付月日 平成22年10月8日(金)から10月15日(金)

イ 交付方法 郵送およびメール

(4) 提案書提出意思表示書及び事業受託者の主要業務を説明できる書類の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成22年10月15日(金) 午後5時まで(必着)

提出場所 (1) に同じ

提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)

なお、提出意思表示書を受領した場合は、担当から受け取り確認の通知を提出意思表示書に記載されたメールアドレス宛に電子メールを送信する。

(5) 提案書等の提出等

提案書の作成

乙部町地域雇用創造実現事業委託業務説明書に基づき作成すること。

提出期限 平成22年10月19日(火) 午後5時まで(必着)

提出場所 (1) に同じ

提出方法

書面にて持参又は郵送(書留郵便に限る)することとし、電子メールは受け付けない。

提出物及び提出部数 提案書：正本1部 付属書類：正副各1部

(6) 見積書の提出について

乙部町地域雇用創造実現事業委託業務説明書に添付した、地域雇用創造実現事業必要経費概算「ネットショップ支援事業再委託費」を参考に再委託業務の見積書をヒアリングに望む際に、提出すること。

(7) 提案書に関するヒアリング

- ① 実施場所：乙部町役場会議室
- ② 実施日：平成22年10月21日(木)
- ③ ヒアリングの時間は、別途指示する。
- ④ 出席者：提案書作成者および責任者

ヒアリングでの質疑応答

- ① 委託業務内容に対する事業受託者の実施方針及び独自の提案内容
- ② 事業スタッフの経歴及び対象事業者の雇用についての基本的な考え方について。
- ③ 業務の取り組み姿勢(業務の着眼点、実施方針)について。
- ④ 再委託業務の見積書の内容について
- ⑤ 委託期間満了後の収益事業として継続できる仕組みづくりについて

ヒアリング時の追加資料は受理しない。プレゼンテーションの実施

5 募集要領の内容についての質問受付及び回答

- (1) 募集要領の内容について質問がある場合は、電子メールで受け付ける。

宛先は4-(1)の担当窓口宛とし、件名に「プロポーザルの質問」と記入のこと。

(2) 提出期間 10月12日(月)から10月15日(金) 午後5時まで

(3) 回答は原則として、平成22年10月14日(木)午後5時までの質問に限り、プロポーザル参加者へ全員に電子メールで送信する。

#### 6 プロポーザルの審査及び契約候補事業者の選定

プロポーザルの審査は、乙部町地域雇用創造協議会の総会で、別途定める評価項目について審査し、選定基準得点を定め、その得点に達したかどうかで判断する。

複数の参加者がいる場合は、最高得点者を本業務に適した契約候補事業者として選定する。

#### 7 業務実施の条件

本委託業務は、国(厚生労働省)の地域雇用創造実現事業の委託業務の一部を再委託するものであり、国の委託要綱に基づき進めなければならない。

また、契約締結については、地域雇用創造実現事業再委託承認書の受理後でなければならない。

#### 8 契約要件

ア 平成22年度の予算上限額は、9,056千円(消費税を含む。)とする。

平成23年度の予算上限額は、20,587千円(消費税を含む。)とする。

イ 委託業務の実施に当たり、3名が従事し、うち対象事業者2名については、地域求職者を雇用することが可能となること。

#### 9 委託料支払い条件

委託料は、別紙地域雇用創造実現事業積算内訳書のそれぞれの項目に基づき、事業受託者の請求に基づき、支出した額を確認して支出する。支払が行われるまでの費用負担は事業受託者によるものとする。

さらに、実績報告等による検査に合格することを要件とし、詳細は契約書による。

#### 10 契約書および契約締結時期

プロポーザルにより契約候補事業受託者が決定した後、厚生労働省の地域雇用創造実現事業の再委託が承認された時点で、再委託契約を締結する。

#### 11 スケジュール(予定)

募集要領等の交付	10月8日(金)～10月15日(金)
提案書提出意思表示書の提出期限	10月15日(金)
募集要領に関する質問	10月12日(月)～10月14日(木)
提案書の提出期限	10月19日(火)
ヒアリング	10月21日(木)
審査結果通知	10月22日(金)

#### 12 その他

##### (1) 無効となる提出意思表示書又は提案書

提出意思表示書又は提案書が次の事項の一つに該当する場合には無効とすることがある。

- ア 本募集要領4の手続き等で示されている提出期限、提出場所、提出方法が守られていないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) その他

- ア 提出意思表明書並びに提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る費用はプロポーザル参加者の負担とする。
- イ ヒアリングに参加しなかった場合は、プロポーザル参加資格を無効とする。
- ウ 提出された提出意思表明書及び提案書は契約候補者の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された書類は、プロポーザルを行う作業に必要な範囲で、又は返却する場合において、複製を作成することとする。
- オ 提出期限以降における提出意思表明書及び提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 提出された提出意思表明書及び提案書は返却しない。ただし、プロポーザルに係る各提出書類は、提出時に返却を希望した者で、選定に漏れた者に限り返却する。
- キ 採用されたプロポーザル提出資料は公表できるものとするが、採用されないプロポーザル提出資料については公表しない。
- ク 審査における得点及び順位は、事業者名を伏せて公表できるものとする。
- ケ プロポーザル参加のために乙部町および乙部町地域雇用創造協議会より閲覧した資料は、乙部町および乙部町地域雇用創造協議会の了解なく公表又は使用することを禁ずる。